

農作物栽培高度化施設（概要及び届出様式等）

「農作物栽培高度化施設」とは、農作物の栽培の用に供する施設であって、農作物の栽培の効率化又は高度化を図るためのもののうち、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの。

農業委員会への届出を行うことで、底面を全面コンクリート等で覆った農業用ハウス等の設置が可能となりました。

1 農作物栽培高度化施設の届出

農地に農業用ハウスなどを設置するに当たって、その底面を全面コンクリート等で覆う場合、農地法該当規定により、農業委員会への届出が必要となります。

基準を満たしたもので、専ら農作物の栽培の用に供されるものと判断された場合、農地とみなされ、農地転用には該当しません。

また、この届出により当該土地は農地の扱いのままとなりますので、固定資産税は農地として課税され、相続税納税猶予の適用地にすることもできます。

なお、農地を農作物栽培高度化施設用地として利用するため、所有権移転や賃借権等の設定をする場合、届出と合わせて農地法第3条の許可申請等が必要です。

2 該当基準等（詳しくは、農業委員会まで）

- (1) 農作物の栽培の用に供する施設であること。
- (2) 施設の棟高は8m、軒高6m以内とし、平屋構造に限る。
- (3) 屋根や壁面を透過性のないもので覆う施設については、周辺農地に2時間以上日影が生じないこと。*
- (4) 施設からの排水について、放流先の管理者の同意を得ること。
- (5) 本制度の対象であることを示す標識を設置すること。（農業委員会からの受理通知書交付後に施設に掲示）

*日影の条件

新たに施設を設置する場合、春分の日及び秋分の日我真太陽時による午前8時から午後4時までの間において2時間以上日影が生じる範囲に周辺農地が含まれていないことを確認する。

3 届出様式等

- (1) 農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出書
農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出
- (2) 営農に関する計画
営農に関する計画
- (3) 当該農地を農作物栽培高度化施設とする行為の妨げとなる、所有権以外の権利を持つ者がいた場合には当該権利を有する者の同意、排水について、放流先の管理者の同意
同意書 公共施設管理者同意申請書（参考様式）
- (4) その他
該当地の公図（不動産登記法第14条地図）及び登記事項証明書（全部事項）
申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
標識（農業委員会からの受理通知書交付後に施設に掲示するもの） 標識参考例
その他農業委員会が必要とするもの